（特定受益者）

第二十八条の二　法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（意見の聴取）

第二十八条の三　法第三十六条第十項の規定による特定受益者及び市町村長からの意見の聴取は、徴収の方法並びに意見の提出の方法及び期限を記載した書面を送付してするものとする。

2　（略）

3　法第三十六条第十項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面により表示されなければならない。

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

一～三　（略）

2　法第四十三条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一　当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者の氏名又は名称及び住所

二　当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三　資格得喪の原因及びその時期

3　前項の通知書には、当該通知書に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。

（土地改良区が定める管理規程）

第四十七条　法第五十七条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二　（略）

（利水調整規程）

第四十八条の四の二　法第五十七条の三の二第一項の農林水産省令で定める農業用の用水施設は、次に掲げる施設とする。

一　ダムその他のえん堤

二　農業用用水路

（特定受益者）

第二十八条の二　法第三十六条第八項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（意見の聴取）

第二十八条の三　法第三十六条第九項の規定による特定受益者及び市町村長からの意見の聴取は、徴収の方法並びに意見の提出の方法及び期限を記載した書面を送付してするものとする。

2　（略）

3　法第三十六条第九項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面により表示されなければならない。

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十三条第一項の規定による通知は、左に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

（管理規程）

第四十七条　法第五十七条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設以外の施設とする。

一・二　（略）

（新設）